

世界自然遺産推薦地
小笠原諸島
管理計画

2010.1

環境省

林野庁

文化庁

東京都

小笠原村

目 次

1 .はじめに -----	1
2 .計画の基本的事項 -----	1
1) 管理計画の目的 -----	1
2) 管理計画の対象範囲 -----	1
3) 管理計画の期間 -----	1
4) アクションプランその他の計画との関係 -----	1
3 .小笠原諸島の概要 -----	3
1) 小笠原諸島の位置 -----	3
2) 総説 -----	3
3) 自然環境 -----	3
4) 社会環境 -----	5
4 .管理の目標と基本方針 -----	7
1) 管理の目標 -----	7
2) 基本方針 -----	7
(1) 優れた自然環境の保全 -----	7
(2) 外来種による影響の排除・回避 -----	7
(3) 人の暮らしと自然との調和 -----	7
(4) 順応的な保全・管理の実施 -----	8
5 .管理の方策 -----	9
1) 保護制度の適切な運用 -----	9
2) 島毎の戦略的な生態系保全 -----	11
3) 新たな外来種の侵入・拡散予防措置 -----	21
4) 各種事業・調査での環境配慮の徹底 -----	25
5) 自然と共生した島の暮らしの実現 -----	26
6) 適正利用・エコツーリズムの推進 -----	27
7) モニタリングと情報活用の推進 -----	29
6 .管理の体制 -----	31
1) 関係者の連携のための体制 -----	31
2) 科学的知見に基づく順応的管理体制 -----	31
3) 管理機関の体制 -----	31
4) 計画の進行管理 -----	32
7 .おわりに -----	33

1.はじめに

小笠原諸島は、日本列島南方の北西太平洋に位置し、南北約 400km に渡って散在する島々の総称で、どの島も成立以来大陸と陸続きになったことがない海洋島である。小笠原諸島は、1830 年までは無人島で定住者はおらず、「無人島（ボニン・アイランド）」と呼ばれており、海洋島の生態系が良く保存されている。

小笠原群島は、約 4800～4400 万年前に形成された島弧火山であり、海洋プレート同士の沈み込み帯における島弧火山の形成過程の初期段階の記録を陸上で見ることができる世界で唯一の場所である。また、小笠原諸島の生物はその由来が多様であり、独自の進化の過程で、多くの固有種を生み出したのみならず、その多くが絶滅を免れ現存し、今なお進行中の進化の過程を見ることができる。

このように世界的にもたぐいまれな生態系や地質を有する小笠原諸島の自然環境を、人類共通の資産と位置づけ、より良い形で後世に引き継いでいくため、世界自然遺産に推薦するにあたって、ここに「世界自然遺産推薦地小笠原諸島管理計画（以下、「管理計画」という。）」を策定する。

2.計画の基本的事項

1) 管理計画の目的

管理計画は、世界自然遺産推薦地（以下、「推薦地」という。）を含む小笠原諸島（小笠原群島、火山列島、西之島及びその周辺海域のことをいう。以下、この管理計画において同じ。）全体の自然環境の保全・管理に係る各種制度を所管する環境省、林野庁、文化庁、東京都及び小笠原村（以下、「管理機関」という。）が、推薦地を含む小笠原諸島全体の自然環境の保全・管理を適正かつ円滑に進めるために、各種制度の運用及び保全・管理対策の推進等に関する基本的な方針を明らかにするものである。

保全・管理にあたっては、その他の行政機関、小笠原諸島に居住する島民、観光・農業・漁業など関係する事業者、研究者や NPO、観光等を目的とした来島者などの様々な関係者（以下、「関係者」という。）と相互に緊密な連携・協力を図ることとする。

2) 管理計画の対象範囲

小笠原諸島のうち、推薦地は、父島及び母島を除く小笠原群島の全島、父島及び母島（一部を除く）、西之島、北硫黄島及び南硫黄島の全島である。

これら推薦地の自然環境を保全・管理するためには、外来種による影響の排除等の取組が必要となる。これらの取組の多くは推薦地の区域に限定しては適切に実施することができないため、推薦地、周辺地域、周辺海域及び航路を含む小笠原諸島全体を管理計画の対象範囲とする。

推薦地及び管理計画の主な対象範囲は次頁の図のとおり。

3) 管理計画の期間

管理計画は、管理の全体目標の達成に必要な管理の方策に関して、その長期目標の達成のために、概ね 5～10 年程度先の対策の方向性を示すものであり、自然環境や社会状況の変化により、必要に応じて見直しを行う。

4) アクションプランその他の計画との関係

アクションプランは、管理計画を補完する具体的な行動計画として、短期的な目標及び対策の優先順位・手順や内容を示すものであり、管理計画の下に定められる。

なお、それぞれの管理機関等によって策定される、個別の法令等に基づく計画や、個別の事業実施計画についても、管理計画やアクションプランと十分に整合を図り、統合された計画体系が構築されている。

図 1-1 管理計画の主な対象範囲

